

16世紀カスティーリャにおける複合的国家編成
—カスティーリャ王冠とバスク、ナバーラ、インディアス—

Los reinos y provincias bajo la Real Corona de Castilla en
el siglo XVI

内村 俊太
Shunta UCHIMURA

Resumen

En la historiografía sobre la España de los Austrias, en general se dice que la Corona de Castilla tuvo un sistema centralizado y unificado en comparación con la Corona de Aragón, porque cada reino de esta última mantuvo sus propias Cortes y limitaba considerablemente el poder de la dinastía. Es cierto que en el siglo XVI la Corona de Castilla fue un estado relativamente centralizado en el que las instituciones gubernamentales estaban sometidas al mandato real y las Cortes de Castilla estaban perdiendo sus potestades para limitar el poder real. Sin embargo, en algunos sentidos la Corona de Castilla también tuvo carácter de “estado compuesto” o “conglomerado” de reinos y provincias con marcos político-jurídicos propios que no dependían del sistema castellano o, al menos, no tenían la misma forma que el sistema castellano.

En este trabajo se presenta un esquema sencillo de este aspecto de la Corona de Castilla. Aquí se estudian las provincias vascongadas (Vizcaya, Guipúzcoa y Álava), el reino de Navarra y los “reinos” de las Indias del siglo XVI. Los dos primeros mantuvieron sus propias instituciones representativas (las Juntas Generales y las Cortes) y sus propios fueros codificados. Los “reinos” de las Indias, por el contrario, no los tuvieron; sin embargo, no fueron simples dominios bajo las

mismas instituciones gubernamentales que en Castilla ni fueron representados por las Cortes castellanas. Estos “reinos” americanos, por tanto, tuvieron una posición excepcional en virtud de la cual el rey no les permitió, en ningún sentido, el principio como *Ständestaat* de la Corona de Castilla, aunque a menudo su posición fue expresada como “estos reinos están incorporados en la Real Corona de Castilla”. En conclusión, no hay que olvidar que la Corona de Castilla del siglo XVI tuvo dos caras: por un lado, un estado centralizado y unitario; por otro, un “estado compuesto” que fue conglomerado de los reinos y provincias con sus propios fueros e instituciones representativas (las provincias vascongadas y el reino de Navarra) o con un marco excepcional que no fue asimilado al sistema castellano (los “reinos” de las Indias).

はじめに

カトリック両王によるカスティーリャ王国とアラゴン連合王国の同君連合から始まったスペイン近世国家では、それを継承したハプスブルク朝が相続・獲得した諸地域もあわせて、各地の王国・領国における身分制国家（*Ständestaat*）としての政体とそれを基盤とする諸身分（特権身分層）を尊重する統治がなされた。スペイン近世国家（複合国家）を構成する王国・領国（身分制国家）のなかでは、一般的な整理としては、カスティーリャとアラゴン連合王国が複合国家の基盤とされる。アラゴン連合王国はそれ自体が複合国家であり、カタルーニャ、アラゴン、バレンシアという身分制国家がそれぞれの身分制議会と常設代表部を有し、諸身分が統治契約主義にもとづいて王権を制約した。それに対してカスティーリャでは、中世に法的・制度的な統一が進んだだけでなく、中世後期から王権による統治体制が整えられた一方で、身分制議会の権限は制約され、王権の自由裁量の余地が相対的に大きかった。その結果、16世紀にハプスブルク朝を財政的・軍事的に支える役割はカスティーリャが果たすことになった¹。

1 J・H・エリオット（内村俊太訳）「複合君主政のヨーロッパ」古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社、2016年、55-78頁。内村俊太「複合君主政論の射程」立石博高編『スペイン帝国と複合君主政』昭和堂、2018年、15-48頁。

このような整理は大枠として有効だと思われるが、本稿では、相対的に法的・制度的な一体性が強かったといえる16世紀カスティーリャにおいてもその内部では複合的な国家編成が認められることに着目し、その見取り図を整理することでスペイン複合国家を理解するための一助とすることをめざす。その手がかりとして、カスティーリャの国家がスペイン語でCorona de Castillaと称された点にあらためて注目したい。

レオン王国 (Reino de León) とカスティーリャ王国 (Reino de Castilla) は11世紀前半から同君連合 (1037～65、1072～1157) とその解消を繰り返していたが、1230年に同君連合が確定し、後にその統合体がCorona de Castillaと呼ばれるようになった。この下で両国の議会は早期に一体化し、13世紀後半にはローマ法にもとづく『七部法典』と『フェロ・レアル』によって王国共通法の礎が築かれた。またムスリム政権から征服したトレード、セビーリャ、コルドバ、ハエン、ムルシア、グラナダの各地域は、近世にかけて「王国 (Reino)」を雅称としたものの、そこにはバレンシア王国のような身分制国家としての制度的な実体はなく、Corona de Castillaとしての法と制度が適用された。アラゴン「連合王国」と意識されるCorona de Aragónとの対比において、Corona de Castillaの定訳であるカスティーリャ「王国」はこのような法的・制度的な一体性を適切に表している。

その一方で、後述するように近世の史料内ではしばしばReinos de la Corona de Castillaやそれに類する表現に出会う。もちろん、前述のようにカスティーリャ王国のなかの諸地域を指す雅称であることが多く、カスティーリャ議会での都市代表はしばしば「王国の首座 (cabeza del reino)」の資格を強調することで各地域における威信を誇示した。しかしその一方で16世紀には、固有の法と制度、なかでも独自の代議機関を有し、カスティーリャ議会の管轄権が及ばないバスク諸領 (ビスカーヤ、ギプスコア、アラバ) とナバーラ王国についても、Corona de Castillaに属すという表現が一般的に用いられた。また、16世紀から本格的な統治が始まる西半球 (以下、当時の用語法として「インディアス」) でも、その統治体制はカスティーリャ王国のものを単純に拡張したわけではなく、カスティーリャ議会の管轄権の外部とされた一方で、「インディアス諸王国 (Reinos de las Indias)」がCorona de Castillaに属すという表現が16世

紀から頻出するようになる。これらのいわば第二の用法としての Corona de Castilla は、法的・制度的な一体性をもつ身分制国家カスティーリャ王国とは別の意味合いを帯びているといわざるをえないだろう。

これらをカスティーリャ王国の周縁的・例外的な領域だと位置づけることはたやすいが、複合君主政・複合国家論にもとづくヨーロッパ近世国制史の観点からはむしろ、Corona de Castilla という国制に関わる当時の語彙がどのような意味の幅をもっていたかという点が注目される。そこで本稿では、カスティーリャ議会の管轄が及び、法的・制度的な一体性をもつ身分制国家を指す場合の Corona de Castilla は「カスティーリャ王国」と表記する一方で、このカスティーリャ王国、バスク諸領、ナバーラ、インディアスなどの上位にあって、それらが帰属する存在を指し示す文脈での Corona de Castilla は語の原義に立ち返って「カスティーリャ王冠」と訳しわける。それによって、国制を表すために用いられていた語彙の意味作用をすくいあげてをめざしたい。以下、カスティーリャ王国の政体を一瞥したうえで、バスク、ナバーラ、インディアスの政体や統治体制を論じ、カスティーリャ王冠の下での複合的な国家編成を確認していこう。

第一節 カスティーリャ王国の政体

本稿でいうカスティーリャ王国は、王国 (Reino) を雅称とするレオン、カスティーリャ、トレード、グラナダなどの諸地域からなるが、法と政体は一体であった。都市レベルではそれぞれの都市法が存在したが、13～14 世紀に王国共通法の整備が進み、王国議会で制定・公布された法がカスティーリャ王国全体に適用されるようになった。

ただしその政体は、身分制国家における君主と諸身分の二元性という観点からすると、すでに中世後期からバランスが君主権に大きく傾いていたことが特徴であった。中世後期にはトラスタマラ内戦や、貴族や都市支配層の党派抗争で混乱したものの、王権を制度として支える国王顧問会議 (Consejo Real)、高等法院 (Chancillería)、聴訴院 (Audiencia) が整い、大学で法学を習得した法曹が王権の優位性を支えた。他方で有力貴族と高位聖職者は王権に寄生する傾向を強めて議会への出席を敬遠し、平民を代表する都市代表を派遣する都市も減少して、両王期に 18 都市とされた。

両王期には都市への国王代官 (corregidor) の派遣が恒常化され、都市支配層を個別に把握する体制が形成されたこともあり、諸身分が王権を制約する力は弱まり、議会は課税に際して王権と都市代表が折衝する場に变质していった。ただし、16 世紀後半にかけて王朝が軍事費を必要とする状況が強まるにつれて、カスティーリャ議会は課税協賛権にもとづいて国政への要求を主張することに一時的には成功するなど、王権・議会関係の変遷はかならずしも単線的なものではなかった²。

16 世紀のカスティーリャ王国議会は 18 都市 (レオン、ブルゴス、バリャドリッド、トロ、サモラ、ソリア、セゴビア、アビラ、サラマンカ、グアダラハラ、マドリッド、トレード、クエンカ、セビーリャ、コルドバ、ハエン、ムルシア、グラナダ) から 2 名ずつ派遣される都市代表 (procurador) によって構成された。これらの都市は議場で王権側と交渉するだけでなく、可決された税や上納金について一括割当制 (encabezamiento) にもとづいて自らの財政管区における徴収実務を監督した。その財政管区は、とくに中南部では「王国」を雅称とする地域に相当した。またサモラはガリシアを、レオンはアストゥリアスを管轄したように、固有の代表都市がない地域を他地域の都市が管轄することもあった。このように国制上の重要な中間権力・社団となった代表派遣都市に対して、17 世紀にかけて王権は個別に交渉することで切り崩しを図る傾向を強めていった。

ここで注意したいのが、代表派遣都市とその財政管区の重要性をふまえたうえで、法にせよ税にせよ、その枠組みはカスティーリャ王国とその王国議会の一体性を前提としていた点である。フランス王国の地方三部会に相当するような身分制国家内の下位地域を単位とする代議機関はカスティーリャ王国にはなく、王国議会における一定の地域の代表権を代表派遣都市が特権として独占する構造であった。たしかにガリシア地方にはガリシア王国評議会 (Junta del Reino de Galicia)、アストゥリアス地方にはアストゥリアス大公領評議会 (Junta General del Principado de Asturias) という合議体が存在したが、それらは固有の代表派遣都市をも

2 J. I. Fortea Pérez, *Monarquía y Cortes en la Corona de Castilla*, Valladolid, 1990; 北濱佳奈「近世初頭カスティーリャ王国コルテスについて」『史学』76-1号、2007年、67-81頁。内村俊太「16世紀カスティーリャにおける商業都市と王国議会」『スペイン史研究』24号、2010年、16-30頁。

たない両地域の諸都市による会合ではあっても、法と税については王国議会での決定が適用された。

したがって16世紀のカスティーリャ王国は、身分制国家として王権を制約する機能は相対的に弱体化していた一方で、王国議会が一体的な政治社会の基盤となり、その管轄が及ぶ範囲が身分制国家としてのカスティーリャ王国であったといえる。それに対してバスク、ナバーラ、インディアスは、「カスティーリャ王冠」に属しながらも、このような身分制国家としての「カスティーリャ王国」の外部に位置づけられていた点に注目したい。

第二節 バスク諸領の政体

本稿でいうバスク諸領とは、中世・近世にビスカーヤ領 (Señorío de Vizcaya)、ギプスコア領 (Provincia de Guipúzcoa)、アラバ領 (Provincia de Álava) と呼ばれた3地域を指す。ピレネー西部の南北にはバスク系住民が居住していたが、そのなかでこれら3地域はナバーラとカスティーリャの勢力争いの場となり、1200年前後にアラバとギプスコアはカスティーリャ王権が掌握した。ビスカーヤはビスカーヤ領主 (señor de Vizcaya) の地位にある有力諸侯が治め、11世紀末にはカスティーリャ王の宗主権下に入ったものの半ば独立した状態にあった。しかし、独自の領主家が断絶すると血縁からカスティーリャ王太子ファンが1371年に継承し、彼が1379年にカスティーリャ王 (ファン1世) に即位したことでビスカーヤ領はカスティーリャ王国との同君連合によって同一の君主が治める状態になった。

バスク諸領では、カスティーリャ王がそれぞれの君主である一方、各領は独自の代議機関を有し、3領を統合する制度はなく、個々の政体はそれぞれで完結していた。ここではビスカーヤを主な例としてその政体を概観する。ビスカーヤ領は現在のビスカーヤ県にほぼ相当する領域しかなかったが、小なりとはいえ多様な来歴の地縁的社団やその連合体が複合したものであったため、まずはそれを確認しよう³。

3 ビスカーヤ領の政体の詳細については、F. García de Cortázar et M. Montero, *Diccionario de historia del País Vasco*, San Sebastián, t. II, 1983, pp. 80-88, 291-293, 356-365. またバスク諸

①「ティエラ・リャナ (Tierra Llana)」は、ビスカーヤ領の中心を占め、固有のフエロスを有した。ティエラ・リャナは70以上の農村部共同体 (anteiglesia) を下位の単位とし、それらは評議会 (Junta) と呼ばれる自治会合をゲルニカで開いた。

②13～14世紀にビスカーヤ領主からの個別の特許状によって創設された「都市 (villa)」は、空間的にはティエラ・リャナのなかに点在したが、法的には個別の特権を有してティエラ・リャナと隔絶していた。そのなかでも海港都市ビルバオが人口・経済力の点で抜きん出ており、ビスカーヤ人口の1割を占めた。

③西部の「エンカルタシオン地域 (Las Encartaciones)」は、元来はビスカーヤに含まれない地域だったが、13世紀にビスカーヤ領主家のアロ家の所領となり、ビスカーヤ領に含まれた。ゲルニカで開かれるティエラ・リャナの評議会とは別個に、エンカルタシオン地域としての評議会を有していた。

④東南部の「ドゥランゴ地域 (Duranguesado)」も、元来はビスカーヤに含まれない地であったが、1212年にアロ家の所領となってビスカーヤ領に組み入れられた。ドゥランゴもそれ自体の評議会を有していた。

当初、ビスカーヤ領はこれら4つの単位が並列していたものにすぎなかったが、中世後期の有力者層の門閥抗争とそれによる社会不安に対処するため、地縁的団体の代表がビスカーヤ領全体としての自治会合をもつようになり、各種の「兄弟団 (Hermandades)」と呼ばれる平和団体をつうじて政治社会としての一体性が育まれた。15世紀末には、ビスカーヤ領全体の代議機関としての「ビスカーヤ領評議会 (Junta General)」が成立し、ゲルニカで定期的に行われることとなった。ただし、ティエラ・リャナが主導するビスカーヤ領評議会から諸都市が排除され、ようやく1630年に参加できたように、ビスカーヤ領という政治社会も都市・農村の対立のような内的な矛盾を抱えていた点に注意したい。1630年に確定したビスカーヤ領評議会 (101名) の構成は、①ティエラ・リャナの72の農村部共同体から各1名、②21都市から各1名、③エンカルタシオン地域全体の代表1名と、同地域の5自治体から各1名、④ドゥランゴ地域の代表2名で

領とナバーラ王国からなるバスク語圏の中世・近世史については、マヌエロ・モンテロ (萩尾生訳) 『バスク地方の歴史』明石書店、2018年。

あり、多数決原理の下ではティエラ・リャナの優位が際立っていた。

王権は14世紀末から代官 (corregidor) を任命し、ビスカーヤ領主としての統治権を代行させ、ビスカーヤ領評議会も代官によって主宰された。代官にはカスティーリャ王国出身者が任命され、代官への指令は国王顧問会議 (後にカスティーリャ顧問会議) から出された。したがって、ビスカーヤは外部に閉ざされた完全な自治の状態にあつたのではなく、領主を兼ねるカスティーリャ王からの統制を受けていたことは事実である。その一方で、代官の資格や権限は後述するビスカーヤ領のフエロスで規定されており、あくまでビスカーヤ政体の一部に位置づけられていた。

ビスカーヤ領評議会は4ヶ月ごとの開催を原則とし、閉会中にその権限を代行する執行部 (Regimiento) が1500年に設置された。さらに1570年前後には日常業務を担当する事務部局が執行部から派生し、1645年に常設代表部 (Diputación) と改称された。執行部と常設代表部も代官が主宰したが、後者ではビスカーヤ領評議会が選出する2年任期の代表委員 (diputado) 6名が、評議会の決定事項の執行、財源の管理、民兵の指揮などを担当し、ビスカーヤ領の自治執行機関となった。

このような政体の根柢となるビスカーヤ領としてのフエロスは、元来は慣習法的な性格であったが、14～16世紀に成文化された。とくに1452年には民法、刑法、訴訟法を網羅した『ビスカーヤのフエロス (Fueros de Vizcaya)』が編纂され、それが1526年に再編成されて『新フエロ (Fuero Nuevo)』と称され、固有の法と特権として確立した。そのなかでは、新たに領主となった者はビスカーヤにおける「すべての自由、特権、免税、フエロス、慣習、習慣」を尊重することをゲルニカで誓約しなければならないと定められた (実際には、両王期を最後にこの慣習は途絶えた)。また、君主が戦争に際して兵員や資金の調達を要請した際には、その可否の決定権はビスカーヤ領評議会にあり、同意した場合でもその実施方法は評議会に委ねられた。

このように、中世後期の混乱に対処するために政治社会の凝集力が生まれ、君主が任じる代官を受け入れつつも、地域固有の法と政体を整えていった点は、ギブスコア領も同様であった。14世紀末からギブスコア領評議会が形成され、それに代表を派遣する都市・農村の数は1576年に30、1696年には63と増加していき、実質的にギブスコアのほとんどの都市・

農村が参加する状態となり、常設代表部も設置された。そのなかではサン・セバスティアンをはじめとする4都市が主導的な地位にあった。またギブスコアでも1375年からフエロスの成文化が進められ、固有の法と特権が確定していった⁴。

アラバでもアラバ領評議会が成立したが、各地の自治体が結成した平和団体である「兄弟団」から評議員が選出される形式がとられた。またアラバには王権が任命する代官は置かれず、評議会が選出する3年任期の総代(diputado general)がアラバ領評議会の決定事項を執行した。その一方で、1332年にカスティーリャ王国の王国共通法である『フエロ・レアル』がアラバ領の民法典として導入されるなど、ビスカーヤ、ギブスコアと比較すると法の固有性が相対的に弱かった。しかし、アラバ領という制度的な枠組みは存続し続け、カスティーリャ王国に同化させられたわけではない⁵。

バスク各領の法と政体は、相互に類似性はあるものの、制度としては個別に成立したものであり、諸領を統括する制度が存在したわけでもなかった。そのため各領の評議会(Junta General)が最高機関であり、それを頂点とする政体は各領のなかで完結し、代官の派遣もフエロスの成文化や法典の導入も各領単位でなされた。代官は、起用される人材や、命令系統としてはカスティーリャ王国での国王代官と共通性があったが、実際に任地で機能するためには各領の政体と法の枠内で行動することが必要であった。

ドミンゲス・オルティスはバスク諸領について、「ある側面ではカスティーリャ王国の一部とみなしうるが、別の側面ではカスティーリャ王国の外部にあった。このような両義的な状況はアンシアン・レジームのヨーロッパでよくみられたものだった」と評している⁶。代官制だけでなく、経済的には造船・海運業やビルバオからのカスティーリャ産羊毛の輸出をつうじて、社会的にもバスク出身者によるカスティーリャ王国やインディアスへの移住をつうじて、バスク諸領はカスティーリャ王国と多分野での紐帯を有していた。その一方でバスク各領では、固有の代議機関が法的・政

4 García de Cortázar et Montero, *op. cit.*, t. I, pp. 388-394, t. II, pp. 88-94, 293-294.

5 *Ibid.*, t. I, pp. 62-70, t. II, pp. 94-97, 294-295.

6 A. Domínguez Ortiz, *Sociedad y estado en el siglo XVIII español*, Barcelona, 1976, p. 158.

治的な自治の基盤になり、それぞれの領域内で政体は完結していた。バスク各領の評議会は地縁的社団の代表による会合から発展したために身分制議会とは構成原理が異なるものの、その上位の代議機関やそれが象徴する上位の政治社会に組み込まれることがなかったという意味では、バスク各領は小なりとはいえ、アラゴン連合王国に属す各王国や、本稿でいう身分制国家カスティーリャ王国と同じ位置づけにあるといえよう。

ただしバスク各領は、完全に独立した領域とはみなされず、カスティーリャ王冠に属するという国制上の位置づけにあった。同時代の史料ではしばしばそれがカスティーリャ王冠への「編入 (incorporación)」と表現され、カスティーリャ王国側の知識人もそのように認識していた。たとえば16世紀末のトレードの聖職者・知識人サラサール・デ・メンドーサは『スペイン君主国 (*Monarquía de España*)』(1599年執筆)において、ビスカーヤ、ギブスコア、アラバ各領はそれぞれが君主を選択できる「至高の権威 (autoridad suprema)」を有し、カスティーリャ王との「盟約 (confederación)」にもとづいて「カスティーリャ王冠への編入 (incorporación en la Corona de Castilla)」がなされたと論じる。そしてその経緯ゆえに、王冠への編入後も各領は独自の法と政体を維持していることが強調された⁷。このような文脈での *Corona de Castilla* は、身分制国家としての一体性をもつ「カスティーリャ王国」ではなく、個々の身分制国家やそれに準ずる領域の上位に位置する存在を指しており、それらが帰属する「カスティーリャ王冠」と訳しておくべきであろう。

第三節 ナバーラ王国の政体

それ自体で完結する法と政体を有しつつ、カスティーリャ王冠の下で他の身分制国家と並列的な地位にあるという点は16世紀以降のナバーラも同様であり、身分制国家としての諸制度が整っていたという点ではむしろ典型であったといえる⁸。

7 P. Salazar de Mendoza, *Monarquía de España*, t.I, Madrid, 1770, pp. 148-152, 185-187, 212-214. 内村俊太「近世スペインにおける政体認識」『上智大学外国語学部紀要』56号、2022年、21-38頁。

8 カスティーリャ王冠編入後のナバーラ王国については注3の文献と並んで、A. Floristán (coord.), *1512. Conquista e incorporación de Navarra. Historiografía, derecho y otros procesos*

バスク系住民を主体に建国されたナバーラ王国では、13世紀からはフランス系の王朝（シャンパーニュ朝、カペー朝、エヴルー朝、フォア朝）が続いた。フォア朝のナバーラ女王カタリーナ（1483～1512）はアルブレ伯等としてフランス南西部に勢力をもつ夫ジャン・ダルブレと共同統治をし、西仏間で自立を保つ外交を展開した。しかし1512年、フランス王権が支援するナバーラ王位継承権者ガストン・ド・フォアが戦死すると、アラゴン王フェルナンド2世はフォア家出身の王妃ジェルメーヌをつうじての継承権を主張した。それに対抗するためにフランスと結んだナバーラ王国はフェルナンド2世の命によって軍事的に征服され、カタリーナ女王は放逐された。同年、フェルナンド2世はナバーラ王即位を宣言し、フランスもそれを承認した。ただし、ピレネー北側のバス・ナヴァールはカタリーナ夫妻が保ってナバーラ（ナヴァール）王家を称し続け、曾孫アンリ4世の下でフランス王国との同君連合の形式がとられることになった⁹。

フェルナンド2世は1515年のカスティーリャ王国議会に際して、摂政を務める娘のカスティーリャ女王フアナとその王位継承者カルロスの名において、ナバーラ王国をフアナに譲渡し、「カスティーリャ、レオン、グラナダの諸王国の王冠に編入した（*incorporaba e incorporó a la Corona real de estos reinos de Castilla e de León e Granada*）」ことを宣言した¹⁰。ナバーラ王国をフェルナンド自身のアラゴン連合王国のなかの王国として組み込むのではなく、また後のポルトガル王国のように他のイベリア諸国と同格の立場で同君連合に組み込むのでもなく、フランスへの対抗という実践上の観点から、カスティーリャ王冠に属するという形式によってカスティーリャ王国との結びつきが優先された点が注目される。しかしこれは、バスク諸領と同じく、身分制国家カスティーリャ王国に統合されたことを意味するわけではなく、カスティーリャ王冠への編入後もそれぞれ自体で完結する法と政体がナバーラ王国でも存続することを意味していた。

身分制国家としてのナバーラ王国の政体においては、14世紀以来、身

de integración en la Europa renacentista, Barcelona, 2012; Idem, *El reino de Navarra y la conformación política de España (1512-1841)*, Madrid, 2014.

9 ナバーラ征服に至る経緯については、林邦夫「カトリック両王の対ナバラ政策」『鹿児島大学教育学部紀要 人文・社会科学編』33巻、1982年、43-56頁。

10 G. Monreal et J. Roldán, *Conquista e incorporación del reino de Navarra a Castilla*, Pamplona, 2012, p.109 (apéndice documental 9).

分制議会が中核となり、聖職者、貴族、平民（都市代表）の3部会で構成された。聖職者部会はパンプローナ司教以下の高位聖職者11名、貴族部会は騎士（caballero）身分のなかで終身の議会出席権をもつ者から構成され、その有資格者は17世紀後半に170名に上った。平民部会は各都市の参事会が任命する都市代表（procurador）で構成され、代表派遣都市の数は1515年時点では27だったが、近世には最大で38まで増えた。議会の運営としては、全部会合同での討議を経て、投票は部会ごとにおこなわれ、部会内での過半数以上の賛成を得てすべての部会が可決したものが議会としての決定となった。また1501年には議会閉会中の自治執行機関としての常設代表部（Diputación）が設けられ、後にその代表委員は聖職者部会から1名、貴族部会から2名、平民部会から2名、パンプローナ市から2名が任じられるとされた。ただし常設代表部のなかでの評議では、平民部会とパンプローナ市はそれぞれで1票しか行使できなかった。

このような諸身分側の自治体制を前にして、ナバーラでは13世紀からフランス系の王朝が続き、王が王国に不在である状態が多かった。それはカスティーリャ王冠編入後に決定的となり、ナバーラ王がもつ立法、司法、政務、軍務の権能はナバーラ副王（virrey）が代行した。また副王を補佐する機関としてナバーラ顧問会議（Consejo de Navarra）がパンプローナに設けられ、1525年から機能した。このナバーラ顧問会議は行政と司法の機能をもち、後者についてはナバーラ王国での各種の裁判を監督し、民事・刑事ともに最高法廷として機能した。

法共同体としても、ナバーラでも13世紀から王国共通法の整備が進み、1330年に『ナバーラのエロ（Fuero General de Navarra）』が編纂された。王国共通法を整える動きは近世にかけても続き、ナバーラ王国は法共同体としてそれ自体で完結した存在であり続け、カスティーリャ王冠に編入されたとはいえカスティーリャ王国の法が導入されたわけではなかった。

このように1515年以降のナバーラ王国では、一方には君主を代理する副王とナバーラ顧問会議、他方には諸身分を代表するナバーラ議会とその常設代表部が併存し、両者によってナバーラ政体が構成された。それは、固有の法と政体をもつという意味でひとつの完結した制度的・領域的な単位であり、身分制国家の性格を保ち続けたとってよい。「王と王国（Rey y Reino）」という表現で象徴される身分制国家としての二元性は、アラゴ

ン連合王国を構成する諸王国と同様であった。副王と、ナバーラ顧問会議の顧問官の一部にはカスティーリャ王国出身者が任命されたが、バスクでの代官と同じく、実際の統治は身分制国家ナバーラ王国の法と政体の枠内でなされた。

エリオットは複合君主政を論じるなかで、17 世紀の法学者ソロルサノ・イ・ペレイラによる同時代の表現として、ある王国・地方を他の王国に吸収し、法的に一体化させる従属的な合同と、「等しく重要なもの同士の (aeque principaliter)」合同を対比的に紹介している。後者は、カトリック教会で複数の司教区が例外的に 1 人の司教によって管轄される状態を指す表現が援用されたものであった。この「等しく重要なもの同士の」合同では、各領域を統治する際にはそれぞれの固有の法と政体を尊重することが要諦となった。この意味では、ナバーラ王国もバスク諸領も「等しく重要なもの同士の」合同にもとづいて同一の君主による複合君主政の下にあったといえる。

固有の法と政体をもつナバーラ王国とバスク諸領は、規模の大小はあってもカスティーリャ王冠に属するという点ではカスティーリャ王国と並列の地位にあり、カスティーリャ王国議会の権限が及ぶことはなく、カスティーリャ王国の政治社会に統合されることもなかった。その一方で、各領域は完全に独立した立場にあったわけでもなく、個別に臣従する対象である君主が受け継ぐ「カスティーリャ王冠」に属するという王朝原理によって、緩やかなまとまりを有していた。それは、カスティーリャ王冠に属す身分制国家やそれに準ずる地域による全体を包含する上位の政治社会を構成する契機には欠けていたものの、近世ヨーロッパにおける複合的な国家編成のひとつとみなされるべきものであろう。

第四節 カスティーリャ王冠とインディアス諸王国

カスティーリャ王冠に王国 (Reino) が属するという国制の表し方は 16 世紀以降、インディアスに関しても用いられた。1493 年、教皇アレクサンデル 6 世によって、カスティーリャ王はインディアスでの布教保護義務と引き換えにその領有・統治権を認められた。これを法的・宗教的な根拠とし、王権はインディアスをカスティーリャ王冠に属すものと表していった。た

たとえば1519年のカルロス1世による王令では次のように表現されている。

聖なる教皇座からの贈与と他の正当で合法的資格により、余は西方にあるインディアスの主 (Señor) であり、既に発見され、これから発見される大洋の島々と大陸の主である。それらは余のカスティーリャ王冠に組み入れられている (están incorporadas en nuestra Real Corona de Castilla)。未来永劫、それらが常に結びついていることが余の意志であり……余はそれらを譲渡することを禁じる。いかなる時も、それらを余のカスティーリャ王冠から分離することはできず、全体としても部分としても、分けることも分割することもできないと命じる¹¹。

ここでも、カスティーリャ王冠への編入 (incorporación) と同義の表現が用いられており、バスク諸領やナバーラ王国の編入を表す語彙との共通性がわかる。そしてこのようにカスティーリャ王冠に編入されたインディアスについて、アステカとインカの征服を経て征服活動が落ち着くと、王権は征服者を前線総督 (adelantado) などに任じる方式を改め、16世紀後半にかけて自らの下での統治機構を構築していった¹²。

その頂点には最高の総督 (gobernador) 職としてのヌエバ・エスパーニャ副王とペルー副王が任じられ、インディアスを二分して政治と軍事の大権を預かった。副王より下位のレベルの統治機関としてはカスティーリャ王国に由来する聴訴院 (Audiencia) があり、16世紀末時点でヌエバ・エスパーニャ副王の管区に5つ (メキシコ市、サント・ドミンゴ、グアダラハラ、グアテマラ、マニラ)、ペルー副王の下では6つ (リマ、パナマ、サンタ・フェ・デ・ボゴタ、キト、チャルカス、サンティアゴ・デ・チレ) が設けられた。メキシコ市とリマでは副王が聴訴院長官 (presidente) を兼ね、聴訴官 (oidor) は副王の顧問としての役割も果たした。その他の

11 *Recopilación de leyes de los Reynos de las Indias*, edición facsímil, Madrid, 1998, vol. I, p. 523.

12 インディアス統治体制の代表的な制度史研究として、C. H. Haring, *The Spanish Empire in America*, New York, 1947; F. Muro Romero, *Las presidenticas-gobernaciones en Indias (siglo XVI)*, Sevilla, 1975; T. Polanco Alcántara, *Las reales audiencias en las provincias americanas de España*, Madrid, 1992; E. Schäfer, *El consejo real y supremo de las Indias*, 2 tomos, Madrid, 2003.

聴訴院には長官が任じられたが、インディアスでは長官に総督職としての政務上の命令権も授与されたことで、聴訴院は行政機能も担った。ただしこの場合にも、副王の命令権が聴訴院長官に優越していた。それに対して、戦略上の要衝であるために聴訴院長官に政務だけでなく軍務上の命令権も授与された場合には総監 (capitán general) と称され、副王から事実上独立し、それに匹敵する政治・司法・軍事の権限を行使した (サント・ドミンゴ、グアテマラ、ボゴタなど)。

インディアスでの基本的な領域編成の単位になったのは、この聴訴院管区であった。元来はカスティーリャ王国における国王裁判権の委任裁判所であった聴訴院は、民の訴えに耳を傾けて裁きを下すべき王の権限を代行する機関であり、本来的には王の側近くにあつて、王に直属すべきものであった。そのため、聴訴院とそれが管轄する領域が王に直属すべきという観念は近世にも残った。前述のように、副王の直轄、副王の監督下での長官の管轄、副王から事実上自立した総監の管轄という位置づけの違いが聴訴院の間にはあつたが、カスティーリャ王とそれを補佐するインディアス顧問会議に直属するという国制上の位置づけはインディアスの聴訴院に共通していた。

本稿の問題関心から興味深いのが、これらの聴訴院管区を「王国 (Reino)」と呼ぶ慣習が定着していった点である。これはあくまで慣習にとどまり、正式に制定されたものではなく、どの聴訴院の管区を王国と呼ぶかは一定しなかったが、メキシコ管区をヌエバ・エスパーニャ王国、グアダラハラ管区をヌエバ・ガリシア王国、サンタ・フェ・デ・ボゴタ管区をヌエバ・グラナダ王国 (またはグラナダ新王国)、リマ管区をペルー王国、チャルカス管区をチャルカス王国などと称することは一定の浸透をみた (ヌエバ・エスパーニャ王国、ペルー王国は副王の管区全体を指す場合も多かった¹³⁾)。さらに、インディアス全体を指すためには、16世紀には「インディアス領 (Estado de las Indias)」という表現もあつたが、より一般的には「インディアス諸王国 (Reinos de las Indias)」が用いられる傾向にあつた。たとえば1571年の王令では「カスティーリャとインディアスの諸王国がひとつの王冠に属す」と記されるなど、王権による文書においてもインディ

13 宮崎和夫「インディアス諸王国」立石編前掲書、117-151頁。

アスについて王国という語が用いられるようになっていった¹⁴。

では、このインディアス諸王国を近世の国制のなかでどのように理解すべきであろうか。もちろん、カスティーリャ王国内での旧ムスリム王国などの地域を指す「王国 (Reino)」と同様に、雅称であることはたしかである。しかし、インディアス諸王国には聴訴院管区という一定の制度的な裏付けがあった。その一方で、カスティーリャ王国自体や、ナバーラ王国やバスク各領と比較した際の決定的な差異としては、インディアスでは都市参事会より上位の枠組みとしての地域的な代議機関が存在せず、また外部の代議機関によって代表されることもなかった点にあらためて注目したい。

インディアスにおいても、現地での代議機関の創設やカスティーリャ王国議会への代表派遣が試みられた事例はある¹⁵。1518年と1532年には、キューバ島で諸都市の代表が会合をもった記録があるが、正式な自治会合としては認められず、制度化もなされなかった。1530年には、ヌエバ・エスパーニャ王国の諸都市による会合 (Congreso) においてメキシコ市が最初の投票権をもつことを認可した王令が作成されたが、それが実現することはなかった。さらに、1528年にはメキシコ市参事会がカスティーリャ宮廷に使者を派遣し、カスティーリャ王国議会での代表・投票権 (voz y voto) を「ヌエバ・エスパーニャ王国の首座」として求めたが、この交渉も失敗に終わったとされる。

結果として、一方では聴訴院管区などの現地での地域的な枠組みや、副王管区やインディアス全体での代議機関をもたず、他方ではカスティーリャ王国の身分制議会で代表されることもないという意味で、インディアスは、身分制国家やそれに準ずる国家原理が適用されない、スペイン近世国家のなかでの例外的な地位に置かれたといえる。植民地史の文脈では、征服者とその子孫がインディアスで封建貴族化することを王権が抑止したことが強調されるが、ヨーロッパ国制史の観点からいえば、近世の王権を実際に制約していたのは、独自の法と政体を保ち、諸身分が現地の実権を握っていた身分制国家の枠組みであった。ナバーラ王国とバスク諸領はその典型だといえるが、カスティーリャ王国でも王国議会が課税協賛権にも

14 Haring, *op. cit.*, pp. 7-10.

15 G. Lohmann Villena, "Las Cortes en Indias", *Anuario de historia del derecho español*, 18, 1947, pp. 655-662.

とづいて一定の発言力を有していたことは第一節でみたとおりである。このような制約を抱えながら複合国家を治める王朝にとっては、その地の国制をゼロから構築することができたインディアスにおいては、いかなる意味でも身分制国家の原理やそれを具現化する制度は許容できなかったといえよう。

その一方で、インディアスを本国からの統治が貫徹する近代的な意味での植民地と認識することもできない。たしかに 1519 年の王令にあるように、カスティーリャ王はインディアスを世襲財産として相続する唯一の「主」であり、封建諸侯や身分制議会、あるいはフエロスもインディアスには許されず、君主大権を制度的に制約するものはなかった。しかしその一方で、カスティーリャの政治文化が持ち込まれた結果として、有機体的な国家概念としての「神秘体 (corpus mysticum)」のなかで王と臣民は結びつき、王は神法と自然法にもとづく良き統治をおこなう義務を負い、暴政に墮することをかたく戒められるべきという観念がインディアスの知識人にも根付いていった¹⁶。このような王権観は、身分制国家における王権への制度的な制約とは別個のものとして、中世から近世にかけてのヨーロッパで普遍的にみられた政治文化の所産であり、カスティーリャも例外ではなかった。そのため、インディアス顧問会議などからの指令が現地の実情にあわない場合は実施を見合わせるといふ、「服すれども実施せず (obedezco pero no cumpro)」というインディアス統治における実践的な慣行はこのような文脈からも評価する必要がある。

したがって国制史としてみた 16 世紀のインディアスは、次のように整理できるだろう。副王・総監や聴訴院を頂点とする統治体制が整えられた一方で、いかなる意味でも身分制国家としての原理は適用されずに、王権の統治機構を単位として領域が編成された。そのため、カスティーリャ王国、バスク、ナバーラと比較すれば、都市より上位の広がりをもった政治社会としての実体や凝集性がインディアスでは認められなかった。その一方で、インディアスにおいても王権は伝統的なヨーロッパ政治文化にもと

16 インディアスにおける政治文化について、L. N. McAlister, *Spain and Portugal in the New World, 1492-1700*, Minneapolis, 1984, pp. 203-207; J. H. Elliott, *Empires of the Atlantic World. Britain and Spain in America, 1492-1830*, New Haven and London, 2006, pp. 130-152; Idem, "Iberian Empires", H. Scott (ed.), *The Oxford Handbook of Early Modern European History, 1350-1750*, v. II, Oxford, 2015, pp. 200-226.

づく王権観から逃れることはできなかった。このようななかで、次第に拡大していく大西洋の彼方に広がる領域で国制を構築する必要があった16世紀の王権にとって、用いることができたのはカスティーリャ王冠の下で中世から蓄積されていた経験であり、インディアス各地を表すために「王国」の語が用いられ、インディアス諸王国は「カスティーリャ王冠」に属するという形で国制上の位置づけが言語化された。中世・近世ヨーロッパの政治文化における「王冠」とは、王個人とは区別された王の権能や権威を指す国家概念であると同時に、君主が実現すべき公共善を連想させる語でもあったことに留意したい。

近世の国制を表すために中世以来の語彙と論理が転用された一方で、身分制国家としての原理から免れた統治空間をヨーロッパ外に構築していった点に、インディアスが16世紀のスペイン近世国家のなかで帯びた両義的な歴史的個性があるといえるだろう。

おわりに

本稿では、Corona de Castilla が法的・制度的な一体性をもつ身分制国家「カスティーリャ王国」を指す語であると同時に、別の文脈では、カスティーリャ王が君主として統治しながらもカスティーリャ王国の制度的な枠外にある多様な領域（バスク諸領、ナバーラ王国、インディアス諸王国）がカスティーリャ王国とともに属す存在としての「カスティーリャ王冠」を指す語でもある点に注目しながら、16世紀カスティーリャにおける複合的な国家編成を確認した。バスク各領とナバーラ王国は、固有の法と政体をもつそれ自体で完結した身分制国家やそれに準ずる地域であり、王冠の下でカスティーリャ王国と並列的に存在していた。インディアス諸王国も、王冠に属す諸王国という中世以来の語彙と論理によって国制上の位置づけが示され、伝統的な王権観も浸透していったが、身分制国家としての国家原理やそれを具現化する制度は認められず、その意味で両義的な歴史的個性を帯びていた。このような来歴をもつ諸地域がカスティーリャ王とその王朝への臣従関係のみを紐帯としてカスティーリャ王冠の下にあるという国制のあり方こそ、本稿で整理してきた16世紀カスティーリャの複合的な国家編成であった。

このように王冠概念に注目することは、カスティーリャの国制を比較史として考察するための手がかりになるだろう。それは、同様に王冠の語を用いたアラゴン連合王国との比較を意味するだけではない。中世・近世のヨーロッパでは国家概念としての「王冠」概念が広くみられたが、とくに中東欧では「王国（ラテン語でいう Regnum）」が一定の領域との結びつきを想起させる国家概念であったのに対して、複数の王国がひとつの「王冠（Corona）」に属するという形で複合的な国家編成を表した。聖ヴァーツラフ王冠に属すチェコ王国やモラヴィア辺境伯領などはその典型である。ただし中東欧での王冠概念は、選挙王政原理が象徴するように、君主と諸身分がともに構成して、ときには諸身分が主導する身分制国家の象徴としての色彩が強かった¹⁷。この点は、カスティーリャ王冠には諸身分とともに国家を構成するというニュアンスは希薄であったこととの相違点として留意すべきであろう。

17 井内敏夫「14-15世紀前半のポーランドにおける王と国家と社会」『スラヴ研究』37号、1990年、155-176頁。中澤達哉「『王国の王冠』『王国の共同体』『王国の身体』」小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西』山川出版社、2004年、45-62頁。藤井真生『中世チェコ国家の誕生』昭和堂、2014年。